

吉野川市農業委員会総会議事録(1月定例会)
(令和4年1月)

1. 開催日時 令和4年1月25日(火)
午後1時30分から午後2時50分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館3階 231会議室

3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (0人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	川村順一・天野宣正		

欠席委員 (17人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第3号 事業計画変更について
- 第5 報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年1月 吉野川市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員全員の出席でございますので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年3月定例会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、1番、松本委員、3番、野上委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長 本日の定例会に出ております議案は、
議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件
議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 24件
議第3号 事業計画変更について 1件
報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本定例会は、3条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

- 議 長 いてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
- まず最初に、議第1号1番の、贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。7筆でございます。
位置図については、資料1、2及び資料3です。
申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾153番1 他6筆、地目は、台帳、現況共に田又は畑、7筆の合計面積は、5,625㎡です。譲渡人は高齢で、農業後継者である譲受人への生前贈与で話がまとまったようです。譲受人は、自作地7,923㎡で、主に米とブロッコリーを作付けしており、申請地では、米を増反する予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 2番 2番、山口です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は高齢で、農地の管理に苦慮していましたが、数年前に息子さんが仕事を退職し、米等を作付けしています。■■■■に住んでいますが、10分程度で車でこれるので、また、農地も家の周辺にあるということで、耕作には何も支障はありません。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第1号1番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第1号1番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、2番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の2頁をご覧ください。2番でございます。6筆でございます。
位置図については、資料4及び5です。
申請地の所在は、鴨島町内原字前場302番2 他5筆、地目は、台

帳、現況共に田又は畑、6筆の合計面積は、4, 131㎡でございます。譲渡人は、農業を縮小しており、譲受人への売買で話がまとまったようです。譲受人は、自作地6, 350㎡で、主に梅を栽培しており、申請地では、米を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。

その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は、美郷では梅を栽培し、相続はしましたが、農地の管理に苦慮しているという相談があり、売買で話ができたとようです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第1号2番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。4筆でございます。位置図については、資料6及び資料7です。

申請地の所在は、川島町学字唐戸40番2 他3筆、地目は、台帳、現況共に田又は畑、4筆の合計面積は、2, 258㎡です。譲渡人は、■■■■で住んでおり、農地は貸していましたが還されたため、譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、借入地891㎡で、ニンクを栽培しており、申請地では、柑橘類と栗を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は[REDACTED]に住んでおり、耕作することができませんので、売買の話ができました。何も問題は無いと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第1号3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番及び2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町山路字堂原495番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は784㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル238枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,570万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き上げます。民境界には新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

2番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町山路字堂原500番、地目は、台帳、現況共

に畑、面積は390㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。始末書の提出がございます。

(始末書を読む)

計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン5台、発電出力27.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金950万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。2件とも長年、耕作放棄地でした。周辺もほとんど太陽光に変わっていますので、何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号1番及び2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして3番の、賃貸借権の設定によるコンビニ店舗新築のための転用申請、4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字絵馬堂67番1及び68番19、地目は、台帳、畑、現況、畑又は田、2筆の合計面積は1,271㎡のうち1,152㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地で

ございます。

計画概要は、多くのお客様にご利用いただいております、来客用駐車場が不足し構内事故の危険度が増加してきたということで、店舗を申請地へ新設移設するとともに併せて駐車スペースを増設し構内交通の安全を図るというものです。新店舗は、鉄骨平屋建て、延べ床面積221.54㎡を予定しています。事業費は自己資金4,290万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、山土で90cm程度盛土をし、砕石を10cm敷き、駐車スペースはアスファルト舗装を敷き仕上げます。土留め壁は、東側は新設L型擁壁を建設し、北側は1:2.0の傾斜で、法面アスファルトにより施工し、土留め境界壁を建設しますので、土砂等の流出はありません。給排水については、市上下水道を利用します。

排水については、雨水のみで、構内にU型側溝と新設集水桝を建設し、既設U型側溝と既設集水桝に接続して、北側市道側溝へ排水する計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

4番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、鴨島町粟島字前須賀51番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は789㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル252枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,200万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲の道路沿いには既設境界フェンスがあるので、民境界のみに、新設フェンス1.2m高程度を境界から少し離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番

11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。3番のコンビニ転用については、駐車場が少ないということで、建て替えを計画しており、東側の申請地に建て替えを行い、駐車スペースを増設する計画です。問題は無いと思います。4番でございます。譲渡人は長らく草の管理のみを行っていました。譲受人と話が尽きまして、太陽光発電施設になるということですが、何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号3番の、賃貸借権の設定によるコンビニ店舗新築のための転用申請、4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまし

て、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号3番及び4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして5番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。3筆でございます。位置図については、資料11です。申請地の所在は、鴨島町西麻植字新田135番1 他2筆、地目は、台帳、現況、共に田、3筆の合計面積は569㎡のうち331.76㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。計画概要は、借り人は、農業後継者で現在は京都市で仕事をしていますが先々鴨島に帰り、本格的に農業を行う予定のようです。申請地には、木造2階建て住宅、延べ床面積86.94㎡を建設する計画で、事業費は自己資金1,550万円を予定しています。土地の造成については、表土をすき取り、山土で30cm整地を行い、砕石を敷き、前面道路高で仕上げる予定です。給排水については、市上下水道を利用します。民境界については、境界擁壁を新設するので、土砂等の流出はありません。雨水排水等については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

議 長 ここで、XXXXXXXXXXには、ご退席をお願いします。ただ今の説明に関連して、担当委員関係ですので除外して、調査依頼委員8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。19日に、役員と共に現地調査を行いました。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに調査依頼委員より補足説明がございました、議第2号5番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして6番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5頁をご覧ください。6番でございます。位置図については、資料12です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字知恵島境乙67番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は819㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は、ケーキ・お菓子店を経営しており、隣地に新店舗をオープンしたところ、予想以上の来店者数があり、既存の駐車場数ではまかなえないということで、譲渡人に駐車場用地としてお願いしたところ話がまとまったようです。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、山土で80～93cm程度盛土し、碎石を10cm程度敷き、アスファルト舗装を行い仕上げます。境界に、北に既設擁壁、東側に新設L型擁壁及び新設U型側溝を設置するため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、東側の新設U型側溝へ勾配をつけ誘導し、南側市道側溝に排水する計画であるため、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。店舗を開店しましたが、来客も多く、どうしても駐車場が手狭であるということで、譲渡人をお願いし隣接農地を譲り受けできることになりました。何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号6番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料13です。
申請地の所在は、川島町山田字中須賀104番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は991㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番 15番、阿部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人につきましては、数年前から後継者不在ということで、耕作をしておりません。この度太陽光発電での売買の話があり、売却に至ったようです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号7番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続まして8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料14です。
申請地の所在は、川島町桑村字学池尻1872番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は992㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 ただ今の説明に関連して、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、松本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地は相続財産で、管理ができなくなり、太陽光に売ることになりました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続まして9番の、売買による資材置き場のための転用申請、10番及び11番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。
なお、9番については、次の議第3号1番の、農地転用許可後の事業計画変更申請について、と関連していますので、一括審議いたします。事

務局の説明を求めます。

事務局

9番でございます。位置図については、資料15です。9番は、次の議第3号1番の事業計画変更申請地と関連し、他の宅地と併せて一帯利用する土地となっております。

申請地の所在は、川島町児島字長池4番4、地目は、台帳、畑、現況、田、面積は653㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、■■■■で住まいしており農業をすることができません。隣接地で金属製建具の塗装業等を経営する譲受人と売買で話がまとまり、資材置き場及び重機置き場として、周辺の土地と併せて一帯的に使用する予定のようです。

計画概要は、整地の上、山土で35cm程度盛土し、碎石を10cm敷き、前面道路高で仕上げます。民境界は、既設擁壁及び新設擁壁を建設するため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金300万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。8頁をご覧ください。議第3号1番の農地転用後の事業計画変更申請でございます。位置図については、資料15です。申請地の所在は、川島町児島字長池4番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,199㎡でございます。こちらは、平成12年3月31日付けで農地転用5条許可をしたもので、許可後の事業計画の変更内容は、居宅及び資材置き場から事業拡大のための資材置き場のみへの変更申請でございます。

造成については、整地の上、山土で35cm程度盛土し、碎石を10cm敷き、前面道路高で仕上げます。民境界は、既設擁壁及び新設擁壁を建設するため、土砂等の流出はありません。

2件共、その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。10番でございます。位置図については、資料16です。

申請地の所在は、川島町学字王子184番2、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は267㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。併せて利用する土地として、同町学字王子181番1、地目、山林、面積704㎡がござい

ます。計画概要は、太陽光パネル210枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金990万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設石積み擁壁及び土羽止めが等あるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。11番でございます。2筆でございます。位置図については、資料16で

す。

申請地の所在は、川島町学字王子191番2及び193番、地目は、台帳、現況、共に畑、2筆の合計面積は1,718㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル210枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自借入金1,160万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設石積み擁壁あるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく願います。

議長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。全案件とも何も問題は無いと思います。特に、太陽光にする申請地については、耕作放棄地状態でありますので、そのままの現状よりは、ましになると思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号9番の、売買による資材置き場のための転用申請、10番及び11番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、議第3号1番の、農地転用許可後の事業計画変更申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号9番、10番及び11番、議第3号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第2号9番、10番及び11番、議第3号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして12番の、使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 12番でございます。位置図については、資料17です。
申請地の所在は、山川町流9番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積

は1,272㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル324枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金1,526万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現在は休耕状態です。近隣に学島川がはしっており、これの改修計画がありますので、その用地を空けて施工してくれるらしいので、何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号12番の、使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号12番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号12番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして13番及び14番の、使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請、15番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の6頁をご覧ください、13番でございます。位置図については、資料18です。

申請地の所在は、山川町堤外100番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は806㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル196枚、パワコン9、発電出力49.5kW程

度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金1,434万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民
民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。また、
周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計
画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地
への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可や
むを得ないと思われます。

14番でございます。位置図については、資料19です。

申請地の所在は、山川町諏訪301番1、地目は、台帳、現況、共に
田、面積は1,343㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地
の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル324枚、パワコン9台、発電出力49.5kW
程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計
画です。事業費は借入金1,551万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民
民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありま
せん。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して
設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地
への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可や
むを得ないと思われます。

15番でございます。位置図については、資料20です。

申請地の所在は、山川町諏訪445番2、地目は、台帳、現況、共に
田、面積は565㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農
振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン10台、発電出力49.5
kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する
計画です。事業費は借入金1,060万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民
民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありま
せん。また、周囲に1.5m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して
設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地
への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可や
むを得ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果
ならびに補足説明をお願いします。

9番

9番、川端でございます。事務局から説明があったとおりでございま
すが、補足説明をさせていただきます。親子関係で農業を縮小するとい
うことで、息子が太陽光をするということです。15番は、畑の進入路が非常に

狭いということで、耕作が難しかったということで、太陽光に売ることになりました。何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号13番及び14番の、使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請、15番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号13番、14番及び15番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号13番、14番及び15番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして16番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 16番でございます。位置図については、資料21です。
申請地の所在は、山川町北島68番5、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は986㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル159枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,300万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、土羽止めを新設するため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7番 7番、安部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地確認と共に、近隣所有者に聞いたところ、何も問題は無いということでした。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2

号16番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号16番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号16番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして17番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 17番でございます。位置図については、資料22です。
申請地の所在は、山川町山神160番1、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は1,705㎡でございます。農用地区分は、令和2年5月25日に農振除外された、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル210枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金990万円を予定しています。
土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁と土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.5m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この物件は基はブドウ畑でしたが、高齢になり作付けできない。子供も、農地は不要と言われ、北側に市道が走り、南側は耕作放棄地で、何も問題はありません。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号17番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号17番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号17番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして18番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 18番でございます。位置図については、資料23です。
申請地の所在は、山川町川田80番、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,398㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、土羽止めを新設するため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、南園でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。19日に現地調査を致しました。譲渡人は高齢で、現在体調をくずしています。後継者もないので全ての土地が利用権の設定状態です。この度太陽光の話があり、貸し人との話がつきまして、処分をしたいとの話がまとまりました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号18番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号18番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号18番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして19番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 19番でございます。位置図については、資料24です。
申請地の所在は、美郷字湯下210番3、地目は、台帳、田、現況、畑、面積は300㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル198枚、パワコン8台、発電出力44.0kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金818万円を予定しています。
土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁と土羽止めを新設するため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 ただ今の説明に関連して、13番、芝高委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

13番 13番、芝高でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号19番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号19番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号19番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして20番、21番、22番及び24番の、使用貸借権の設定による

太陽光発電施設建設のための転用申請、23番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

20番でございます。位置図については、資料25です。

申請地の所在は、美郷字土井ノ奥102番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は436㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル108枚、パワコン3台、発電出力16.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金628万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

議案書の6頁、7頁をご覧ください。21番でございます。2筆でございます。位置図については、資料25です。

申請地の所在は、美郷字峠254番1及び254番2、地目は、台帳、現況、共に田、2筆の合計面積は1,394㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル288枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金1,504万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁あるため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

22番でございます。位置図については、資料25です。

申請地の所在は、美郷字峠266番1、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は805㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン5台、発電出力27.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金873万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁、石積み擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。その他関係書類は添付

されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。23番でございます。位置図については、資料25です。

申請地の所在は、美郷字峠284番、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は2,397㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル324枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金1,458万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民

民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。24番でございます。位置図については、資料25です。

申請地の所在は、美郷字峠287番、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は3,043㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル324枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金1,458万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民

民境界には、既設擁壁、石積み擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただ今の説明に関連して、14番、近藤委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番

14番、近藤でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、20番から24番については事務局の説明のとおりでございます。周辺で数カ所、既に太陽光設備があります。23番についても何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号20番、21番、22番及び24番の、使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請、23番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号20番から24番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号20番から24番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次の、8頁、議第3号1番の事業計画変更については、審議は終了しております。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。
議案書の9頁をご覧ください。
今回ご報告致します件数は、6件9筆でございます。
内訳と致しまして、残存小作権設定の賃貸借権合意解約が1件1筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件4筆、利用権設定の賃貸借権合意解約が3件4筆でございます。
以上でございます。

議 長 報告事項(1)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他についてですが、連絡事項がございます。
(連絡事項を説明する。)

以上です。

議 長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。
以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時50分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記